

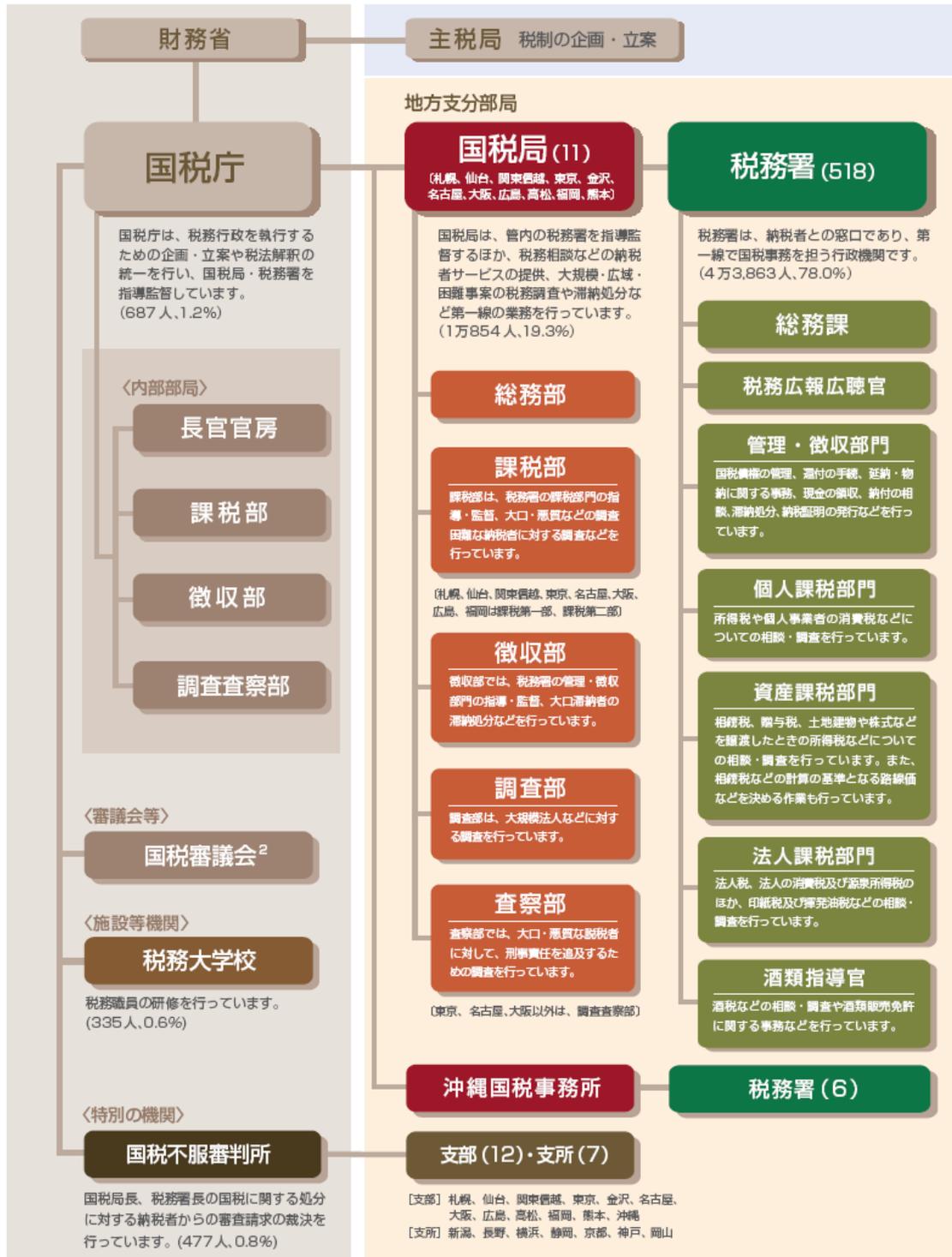
(様式)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	国税局	府省名	国税庁
事務・事業名	税理士試験業務		
事務・事業の類型 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 <input checked="" type="radio"/> 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	○税理士法に基づく税理士試験の実施 税理士試験は、国税審議会（国税庁）が実施主体となり事業を行っている。試験会場手配、受験申込受付、試験会場準備、試験実施など国税局職員が事務管理として携わる部分もあるが、試験は国税局ごとに実施しているものではなく、全国一律に実施するものである。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	61,354千円（職員人件費及びアルバイト賃金を含まない。会場借料を含む。）		
事務・事業に係る定員（20年度）	40名（税理士試験のみに従事している職員はいない。）		
業務量に関連する指標の実績値	平成19年度（第57回）税理士試験 受験申込者数 64,706人、延べ受験申込科目数 105,341科目		
外部資源の活用状況 （外部委託を実施している場合）	①業務内容：受験申込受付業務、試験会場準備業務及び試験実施業務 ②委託先：受付代行業者又はアルバイト職員の雇用等 ③委託方法：一般競争入札等 ④契約金額：9,415千円		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. 可 <input checked="" type="radio"/> 2. 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	税理士試験については、不正受験、事故等の不測の事態が発生した場合には、全国統一の指揮命令系統の下、公平性・公正性と確実性を持って即応することが求められることから、各試験会場ごとではなく国税審議会が全国一律に実施しているところである。 地方出先機関である国税局等が携わる事務については、不正受験者に対する受験停止の権限行使が必要となる試験官など、民間委託業者に行わせることが不相当と考えられる業務を除き、公平性・公正性に配慮した上で、既に多くの業務について、民間業者への委託やアルバイト職員の雇用等による対応を可能な限り進めてきたところである。		

国税組織の機構

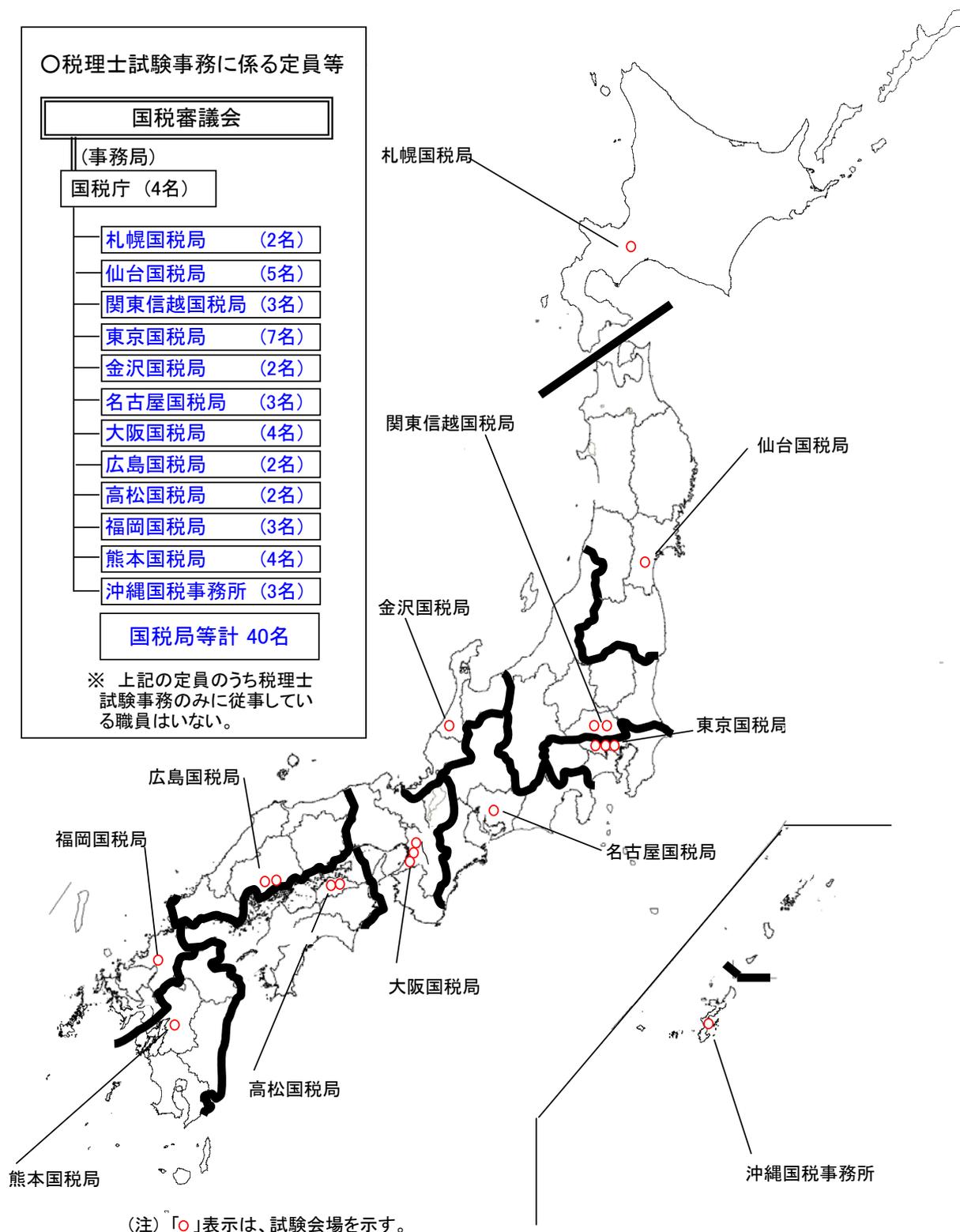
国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局（沖縄国税事務所）と全国524の税務署があります¹。



1 各部署の人数、%は、平成20年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

税理士試験事務に係る国税局の定員等



税理士試験業務フロー

資料3

